

## パブリックコメントの実施結果について

平成 24 年 2 月 24 日

小城市役所

小城市暴力団排除条例（案）への意見を募集した結果について、公表します。

1. 募集案件 小城市暴力団排除条例（案）

2. パブリックコメント実施期間

平成 24 年 1 月 24 日（火）～ 2 月 3 日（金）

3. 提出意見 2 人 2 件

皆さんから寄せられたご意見	意見に対する市の考え方
県の条例に併せて市民が関わらないように、また介入を防ぐための案であることは評価できます。小城市の将来の事業のためにも必要です。	安全で平穏な生活を確保するために、自治体・市民・事業者が一体となって連携する暴力団排除推進活動をすすめてまいります。
中学校での教育について 大事なことですが身内が暴力団等の生徒が在籍している場合の指導はどのように考えられているか難点を感じられます。	中学校での教育内容については、暴力団に対する誤った認識を払拭させ、暴力団犯罪に巻き込まれたり、又は暴力団に加入したりすることを防止する内容を予定しています。 実際に教育を行う際は、学校現場とも連携し、十分配慮して行います。
小城市暴力団排除条例（案）制定に賛成です。 最近、暴力団同士の抗争で殺人も多発し、市民の生活が脅かされています。また、暴力団の事務所の開設、公共事業への参入及び企業への不当圧	安全で平穏な生活を確保するために、自治体・市民・事業者が一体となって連携する暴力団排除推進活動をすすめてまいります。 なお、暴力団事務所の開設については、佐賀県の条例においても学校等の

<p>力、いわゆる威力妨害や献金の強要等の弊害をなくし、健全な小城市をつくるため、条例の成立、施行を望みます。</p>	<p>敷地の周囲 200 メートルの区域内において、暴力団事務所を開設、又は運営してはならないと規定され、平成 24 年 1 月 1 日から施行されています。</p>
---	---

ご意見ありがとうございました。

#### 4. パブリックコメント（案）からの変更

実施時	実施後
<p>(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (7) 略</p>	<p>(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 <u>(5)暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。</u> <u>(7)事業者 市内で事業又は活動を行う法人その他の団体及び市内で事業を行う個人をいう。</u></p>
<p><b>【変更理由】</b> 暴力団事務所、事業者の定義を追加しました。</p>	
<p>(公の施設の暴力団の利用制限) 第 7 条 市又は指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、<u>当該公の施設の管理に関する事項を定めた条例等の規定により当該公の施設の利用の許可をせず、又</u></p>	<p>(公の施設の暴力団の利用制限) 第 7 条 市又は指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、<u>別に定めるところにより当該公の施設の利用等を制限することができる。</u></p>

は当該許可を取り消すことができる。

【変更理由】 公の施設の利用の制限については、別の条例で具体的に定めることとしました。